



天川村では
11月11日以降

マイナンバーを記した 通知カードが送付されます！

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、
社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

マイナンバーが必要な場面

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うことになります。
- 税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

住所を確認する。

ポイント1

- 原則として、マイナンバーの通知カードは住民票の世帯ごとにお送りします。
- 住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますので、役場住民課までご連絡ください。

書留の中身を確認する。

ポイント2

- 通知カードは簡易書留で届きます。
以下の3つが入っていることを確かめましょう。
- ① マイナンバーの「通知カード」
- ② 「個人番号(マイナンバー)カード」の申請書と返信用封筒
- ③ 説明書

個人番号(マイナンバー)カードを申請する。

ポイント3

- 個人番号(マイナンバー)カードの申請方法は主に2通りあります。
- ① 郵送で申請
個人番号カードの申請書に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて投函する。
- ② オンラインで申請
スマートフォンで所定のフォームから申請する。

個人番号(マイナンバー)カードを受け取る。

ポイント4

- 平成28年1月以降、天川村の窓口で受け取れます。
無料で受け取れますが、以下の3つが必要となります。
- ① マイナンバーの「通知カード」
- ② 個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③ 運転免許証などの本人確認書類

お問い合わせ先 TEL 63-0321

